

| | 質問項目 | 回答 |
|---------------------------|--|--|
| 1. 総論 | | |
| | 今回の要請の趣旨・目的は？ | <ul style="list-style-type: none"> 国においてマスク着用の考え方が見直され、令和5年3月13日以降、マスクの着用は個人の判断に委ねることを基本とすることとされました。これに伴い、これまで感染防止対策としてお願いしていました適切なマスク着用や、マスク会食の徹底などの要請を終了しています。なお、マスク着用の考え方の見直し後であっても、基本的な感染防止対策は重要であるため、3密の回避、手洗い、こまめな換気等については、引き続き、徹底をお願いしています。 (参考：厚生労働省HP「マスクの着用について」) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html |
| | 令和5年3月13日から5月7日までの主な要請内容は？ | <ul style="list-style-type: none"> 主な要請内容は以下のとおりです。 ●府民への呼びかけ <ul style="list-style-type: none"> 感染防止対策（3密の回避、手洗い、こまめな換気等）の徹底 早期のワクチン接種（子どものワクチン接種を含む）を検討すること（法に基づかない働きかけ） ●施設について《飲食店等への要請》 <ul style="list-style-type: none"> 【ゴールドステッカー認証を受けていない店舗】同一グループ・同一テーブル4人以内 ※全ての飲食店等に対し、カラオケ設備を利用する場合は、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策の徹底を要請 ※要請内容の詳細は、府HPを参照ください。 https://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku/corona-kinkyuzitai/yousei20230313-.html |
| | 要請の変更の可能性は？ | <ul style="list-style-type: none"> 感染及び医療提供体制・公衆衛生体制の逼迫状況を踏まえ、基本的対処方針等に基づき、専門家の意見を踏まえた上で総合的に判断します。 |
| 2. 府民・大学・経済界への呼びかけ | | |
| | 会食の際の人数制限や時間制限はないのか？ | <ul style="list-style-type: none"> ゴールドステッカー認証店舗では、1グループまたは1テーブルの人数制限や利用時間の制限を要請しておりません。 ゴールドステッカー認証店舗の利用にご協力いただきますようお願いいたします。 |
| | マスクの着用やマスク会食はしなくてよいのか。 | <ul style="list-style-type: none"> 3月13日以降、マスクの着用は個人の判断が基本となります。本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いしています。 ただし、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容されるとされています。 |
| 3. イベントの開催について | | |
| | 「感染防止安全計画」策定の対象となるイベントは？ | <ul style="list-style-type: none"> 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベント（※1及び※2を含む）が対象です。これらのイベントは、「感染防止安全計画」を策定し、府の確認を受けることにより、人数上限を収容定員まで可能とします。 ※1 参加者を事前に把握できない場合は、イベント主催者等が想定する参加予定人数が5,000人超の時 ※2 収容定員が設定されていない場合は人と人が触れ合わない程度の間隔で開催したい時 提出書類、提出先等の詳細は、府HPを参照ください。 https://www.pref.osaka.lg.jp/shobobosai/eventkaisai-taisaku/index.html |
| | 以前は「大声あり・大声なし」で収容率が区分されていたが、現在は大声の有無に関わらず、収容率100%で開催可能なのか？ | <ul style="list-style-type: none"> 1月31日以前は大声ありイベントについては収容率50%での開催をお願いしておりましたが、2月1日以降は大声の有無に関わらず、収容率100%で開催いただけます。ただし、感染防止安全計画の策定対象イベントの場合は、上記のとおり策定及び府の確認を受ける必要があります。なお、換気やイベント参加者間の適切な距離の確保等の感染防止対策については、引き続き遵守いただくようお願いいたします。 |
| | イベントにおいても、マスク着用の考え方の見直しは適用されるのか？ | <ul style="list-style-type: none"> 3月13日以降に実施するイベントにおいて適用されます。 マスクの着用は個人の判断に委ねることを基本とすることを踏まえ、イベント主催者等が出演者や参加者等に対して、必ずしも「マスクの着用」を働きかける必要はありません。 ただし、イベント主催者等が感染対策上又は事業上の理由等により、出演者や参加者等にマスクの着用を求めることができることにご留意ください。 |
| | 3月13日以降のイベントでは、必ずマスクを外さなければならぬのか？ | <ul style="list-style-type: none"> マスクの着用は個人の判断が基本となります。本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いしています。 |
| | キャンセル料はどうなるのか？ | <ul style="list-style-type: none"> イベント中止に伴うキャンセル料等については、主催者にお問い合わせください。 |

| 4. 施設について | |
|--|--|
| 飲食店等への要請 | |
| ゴールドステッカー認証を受けていない飲食店に対し、利用人数の制限を要請する趣旨・目的は？ | <ul style="list-style-type: none"> 国の分科会において、感染リスクが高まる「5つの場面」として、「大人数や長時間におよぶ飲食」が示されており、大人数（例えば5人以上）の飲食では、感染リスクが高まると指摘されています。こうしたリスクを抑制するために、ゴールドステッカー認証を受けていない飲食店に対して利用人数の制限を要請するものです。 |
| 人数制限や時間制限はないのか？ | <ul style="list-style-type: none"> ゴールドステッカー認証店舗では、1グループまたは1テーブルの人数制限や利用時間の制限を要請しておりません。ただし、ゴールドステッカー認証基準（※1）となる感染防止対策（対人距離を最低1m以上確保またはパーティション等の設置等）を徹底してください。 ゴールドステッカー認証を受けていない店舗では、同一テーブル・同一グループを4人以内とし、5人以上の入店案内は控え、2時間以内の利用としてください。 <p>※1 感染防止認証ゴールドステッカー認証基準（令和5年3月13日） https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/41130/00000000/ninsyoukijyun.pdf</p> |
| 飲食店営業許可を受けている結婚式場や宴会場で、使用を結婚式に限定している場合、ゴールドステッカーの対象外となるが、要請内容はどのようなものか？ | <ul style="list-style-type: none"> ゴールドステッカー認証対象外の飲食店営業許可を受けている結婚式場等は、業種別ガイドラインの遵守等、業態に応じた感染防止対策が徹底されていれば、ゴールドステッカー認証店舗と同様、人数や利用時間の制限を要請しておりません。 |
| ゴールドステッカー認証を受けていない飲食店を利用する際に、子ども連れの利用者や、介助が必要な利用者がある場合、子どもや介助者は同一グループまたは同一テーブルの人数に含まれるか？ | <ul style="list-style-type: none"> 子どもや介助者についても、人数に含まれます。ただし、同一のテーブルに案内しなければならないやむを得ない理由がある場合には、未成年の子どもや、介助者は、人数カウントに含めません。 |
| カラオケ設備の利用について、制限はあるか？ | <ul style="list-style-type: none"> 全ての飲食店等において、カラオケ設備を利用する場合は、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策を徹底してください。 |
| マスク会食の徹底は求める必要はないのか？ | <ul style="list-style-type: none"> 3月13日以降、マスクの着用は個人の判断が基本となるため、利用者に対してマスク会食の徹底を求めることの要請はおこなっておりません。本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いしています。 ただし、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容されるとされています。 |
| 要請に応じなかった場合の罰則はあるのか？ | <ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく要請であり、応じなかった場合の罰則規定はありませんが、感染拡大防止の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。 |
| 飲食店等以外への要請 | |
| 飲食店営業許可を受けていないホテル・旅館の宴会場等への要請内容はどのようなものか？ | <ul style="list-style-type: none"> イベント開催時はイベントの開催制限と同じです。人数制限や、飲食提供における条件（※）を遵守していただくようお願いします。 <p>※業種別ガイドラインの遵守など、業態に応じた感染防止対策を守ること</p> |
| 5. 主な支援金等 | |
| 休止要請等に関する各種支援策について | <ul style="list-style-type: none"> 国、府等における府民・事業者の皆様への支援策については、府HPで取りまとめおります（随時更新）ので、ご参照下さい。 <p>【新型コロナウイルス感染症対策支援情報について】 https://www.pref.osaka.lg.jp/smart_somu/shien/index.html</p> |
| 飲食店等の休止・時短要請に対する協力金について | <ul style="list-style-type: none"> 以下の府HPを参照してください。 <p>【大阪府内の飲食店等を対象とする「第11期 大阪府営業時間短縮等協力金」】 https://www.pref.osaka.lg.jp/kyouryokukin/kyoryokukin-11ki/index.html</p> |
| 関連事業者への支援について | <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う需要の減少または供給の制約により大きな影響を受け、一定以上売り上げが減少した全国の中堅・中小法人、個人事業主等に対して、国において支援策を設けています。 <p>【経済産業省「事業復活支援金」】 https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_fukkatsu/index.html</p> |